

年少労働調査資料

第8集

街頭に働く年少者

年少街頭労働者実態調査の報告



労働省婦人少年局

1949年10月

は し が き

戦後の社会現象とくに都市にあらわれた現象の一つとして、靴磨や新聞賣などの街頭労働があるがこれらの街頭労働に多くの少年少女が従事していることは、日頃街にみられるとおりである。工場に働く年少者は労働基準法によつて、特別の保護を受けているが、街頭に働く年少者たちは、犯罪、不良化あるいは浮浪児に対する取締りの面からはとかくの規制は受けても、この様な街頭労働の経済的社会的必然性は少しも顧りみられず、労働保護の面からは、放任の状態におかれているのである。

われわれは、さきに、東京都におけるこれら年少者の実態調査の中間報告を発表したが、こゝに全国調査の結果を整理し「年少労働調査資料第8集」として発表することにした。

この調査は年少街頭労働者に対して今後何卒かの施策を立てるために一つの指図を與えるものと思う。

目 次

一、調 査 の 目 的	(1)
二、調 査 の 対 象	(2)
三、調 査 の 方 法	(2)
四、調 査 の 結 果	(2)
(1) 業種と年令	(4)
(2) 生計の中心と有業家族	(7)
(3) 家庭の状況	(9)
(4) 学 歴	(13)
(5) 一日の働く時間	(20)
(6) 一ヶ月の働く日数と収入	(26)
(7) 就業関係の在り方	(32)
(8) 材料の仕入れ方	(38)
(9) 組合の有無	(40)
(10) 仕事の動機	(42)
(11) 将来の希望	(44)
む す び	(46)
附録 東京都の街頭に働く年少者の実態	(49)
貸 借 調 査 票	(54)

一 調査の目的

この調査は、年少者がどのような必然性から街頭労働に従事し、どのような労働関係のもとに、どのような労働条件や労働環境で働いているかの現状を把握して、必要に応じては、この部面の労働保護の法規を新しく制定するなど有効な労働保護の途を講じるための基本資料を提供する目的で行わたものである。

二 調査の方法

この調査は、労働省婦人少年局の全国各地方職員室係員が、各都道府県庁所在地都市またはその他の一都市を限り、街頭に働いている年少者に直接面接して、個別的実態調査を行つた結果を、本省婦人少年局で集計整理したものである。ただし、東京都では、調査の地域を上野駅附近と、丸の内、銀座および新橋附近に限り、本省婦人少年局係員も調査に協力参加して行つたものである。

調査の期日は、昭和24年4月始めから5月終りまでの二ヶ月間であつたが、東京都では、全国の調査にさきがけてこの調査の試行の意味で、同年3月下旬から4月上旬にかけて調査を行つた。

三 調 査 の 対 象

この調査は、街頭に働いている満 18 才に満たない少年少女を対象とし、その働いている仕事の種類は、調査の都合から、新聞賣——普通の新聞販賣店に正規に雇用されている新聞配達を除いて——と、靴磨の二つの職種だけを限って調査の対象としたものである。

四 調 査 の 結 果

調査の結果の整理に当つては、年少者の街頭労働現象が、特に大都市に集中的に、濃縮して現れるものではなからうかという直観と常識を拠りどころとして、この特徴を把握するため大都市すなわち、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡の七都市と、その他の地方都市——その他の各縣廳所在地または縣内の他の一都市——の、二つのグループに分けて整理してみた。そして前者のグループを「大都市」、後者のグループを「地方都市」として、集計表やグラフの表題とした。またこの報告に使用されている年齢は特に満才と言はない場合はすべて数え年である。

I. 概 況 (第一表)

先にのべたような調査条件のもとに把握された全国の年少街頭労働者の概況を示せば第一表となる。

1) 表を見れば明らかなように、靴を磨いている年少者は 445 人中男子 387 人 (87%)、女子 58 人 (13%) で、新聞をうつているものは 106 人中男子 78 人 (73.6%)、女子 28 人 (26.4%) となる。

2) 次に靴磨と新聞賣の人数の割合を比較して見ると、靴磨は 445 人で 80.8%、新聞賣は 106 人で 19.2% で、この調査に把握された限りでは、靴磨の年少者の方が、新聞賣の年少者よりも多く働いていることがわかる。またこれを男女別に見ると、女子は男子に比べて全休として街頭に働いているものはずつと少くなっている。

3) 次に業種別にみれば靴磨の 87.0% までが男子年少者で、女子年少者は 13.0% であり、新聞賣では 73.6% が男子、26.4% が女子であり女子は新聞賣の方に多く働いている。

4) 次に大都市と地方都市別に見ると、大都市の靴磨は 292 人、地方都市は 153 人、新聞賣は大都市 92 人、地方都市 14 人で両業種共大都市に圧倒的に集中している。これで見れば街頭労働が戦後の特異な都市現象だといえることがわかる。

1 表 概 表

業種別	性 別		計	男	女
	地 区 別				
靴 磨	大 都 市		292	263	39
	地 方 都 市		163	134	19
	小	計	445(80.8%)	387(83.2%)	58(61.3%)
新 聞 充	大 都 市		92	67	25
	地 方 都 市		14	1	3
	小	計	106(19.2%)	78(16.8%)	28(33.7%)
合 計	大 都 市 計		384	320	64
	地 方 都 市 計		167	135	22
	合	計	551(100%)	455(100%)	89(100%)

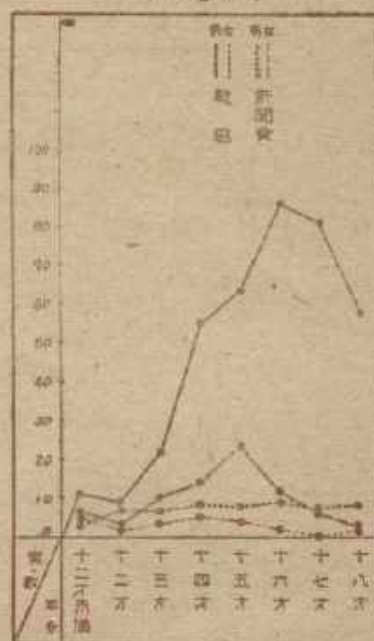
II 業種と年齢(第二表)

靴磨では 16 才が最も多く 96 人、次いで 17 才の 88 人、15 才の 72 人、以下 18 才、14 才、13 才、12 才といった順になっている。

この傾向は、大都市でも地方都市について見てもほぼ同様である。

また、業種別に年齢段階の高低を比較すると、靴磨では 15 才から 17 才の間のものが多いが、新聞賣では 13 才から 16 才の間のもが多く、新聞賣の方が年齢段階が低いことを示している。このことは技術的に見て新聞賣の方が靴磨より楽であることと、後に見られるように労働時間も短く、働く時刻が在学者の通学時間に便利だということなどによるものと考えられる。

業種と年齢



2 表

業種と年齢

年 令 別	業種別 地区別 性別	農 業									新		
		大 都 市			地 方 都 市			小 計			大 都 市		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
13 才 未満		10	6	4	5	5	—	15	11	4	10	6	4
12	才	14	8	6	2	1	1	16	9	7	5	3	2
13	才	19	14	5	10	8	2	29	22	7	17	10	7
14	才	44	40	4	19	15	4	63	55	8	15	10	5
15	才	50	46	4	22	18	4	72	64	8	26	21	4
16	才	61	57	4	35	30	5	96	87	9	12	10	2
17	才	54	46	8	34	33	1	88	81	7	6	6	—
18	才	40	34	6	20	24	2	60	58	2	3	2	1
合 計		292	253	39	153	134	19	445	367	68	92	67	25

III. 家族の状況（第三表）

なぜ年少者が街頭に働かなければならぬかという年少者の街頭労働の必然性と最も深く関連していると思われる
 身上や家族の状況に関する事情を考察して見ると次のような結果を見る事が出来る。

聞 覚						合 計								
地 方 都 市			小 計			大 都 市 計			地 方 都 市			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1	—	1	11	6	5	20	12	8	6	5	1	23	17	9
—	—	—	6	3	3	19	11	8	2	1	1	21	12	9
1	—	1	18	10	8	38	24	12	11	8	3	47	32	15
4	4	—	19	14	5	60	40	0	23	19	4	82	69	13
2	3	—	25	24	4	76	67	8	28	21	4	100	88	12
2	2	—	14	12	2	73	67	6	37	32	5	110	99	11
1	1	—	6	6	—	59	52	6	25	24	1	84	87	7
2	1	1	5	3	2	43	34	7	28	25	3	71	61	10
14	11	3	100	78	22	384	320	64	167	145	22	551	465	86

1. 両親との関係

父のいないもの 160 人で 23.0%、母のいないもの 42 人で 7.6%、両親のいないもの 105 人で 19.2%、両親が揃っているもの 231 人で、41.9%である。

以上の、父のいないもの、母のいないもの、両親のいないものなどを合せて 308 人で 55.8% となり、全体の半分以上にも及んでいる。

また両親が揃っているものでも、父が病氣であつたり、失業したりして居り、又父が働いていても父の働きが街頭で働く子供の収入よりも少ないといった状況のものが大部分であることが、この調査に把握されている。以上に明かなように、家の支柱である父を失つたもの、母のいないもの、両親ともないものが多いことがみられ、ここにも街頭に年少者が働かねばならない必然性の一端を見出すことができる。この現象は特に大都市の年少街頭労働者に多く見られる。

いまその結果を簡単に示せば、大都市では片親又は両親のいないものは 234 人で 60.9%、両親の揃っているものは 142 人で 37.1% にすぎず、地方都市の場合は前者が 74 人で 44.3%、後者が 89 人で 53.3% となり、明らかに大都市の方が親のいないものが多い。しかも、以上の考察で氣の付く点は、父親のいないものにくらべて母親のいないものは案外に少いことである。すなわち大都市では 26 人で 6.7%、地方都市では 16 人で 9.5% となつてゐる。これで見ると、街頭に働く年少者には一家の生計の支柱を失つた家庭のものが多く、これらの事情が年少者をして街頭に働かせる最も切実な動機に結びつてゐることがわかり、次の生計の中心と有業家族の有無に関する調査によつても裏付けられる。

2. 生計の中心と有業家族について

家族の生計の中心が誰であるかを見るならば、本人が生計の中心となつてゐるものは全体で 177 人で 32%、家族

の他のものが中心となつてゐるものは 352 人で 64.9% である。

次に有業家族が本人の他にあるかないかについて見るならば、有業家族のあるものは全体で 320 人で 58.1%、有業家族のないものは 210 人で 38.1%で、有業家族のあるものが多くなつてゐる。しかしこれを地方都市と大都市別に比較して見ると、有業家族のあるものが地方都市では 136 人で 81.4% に対して、大都市では 184 人で 48.2%となつていて、大都市の方が有業家族のあるものが少いことになる。

次ぎに有業家族のないものについては、大都市では 183 人で 48.1%、地方都市では 27 人で 16.1% となり、従つて大都市の年少者の方が生計の中心になつて働いてゐるものが多い。

有業家族が本人の他にあるものがかかりあるが、しかしこの場合特に附記しておかなければならないことは、本人が生計の中心でないまでも、主要な家計の負担者であるものが大部分である。このことは前項にも述べたように街頭で働く年少者の家庭の状況は、両親のないものは勿論のこと両親の揃つてゐるものでも病氣、失業、不在、貧困等のため本人が主要な生計の負担者であつて、決して彼等の働きが副次的なものではないことを物語つて居り、たとえ有業家族があつても、それは共々街頭で働いてゐる母、弟、妹等であることが多く、これ等のことは年少街頭労働者の就労の動機や原因が極めて切実な家庭経済の状況に基いてゐることを端的に現している。

3. 住 居

住居について見るならば、家族と同居してゐるものが 434 人で 78.8% の最高をしめ、仲間と同居してゐるものが 87 人で之に次ぎ、住居不定（駅周辺、公園の便所、ベンチ、大樹の下等に起居してゐるもの）が 19 名で第三位

第 3 表

家 庭 の 状 況 調

区 別	状 況 別	業種別		地 域 別						新							
		性 別	計	大 都 市		地 方 都 市		合 計			大 都 市						
				男	女	計	男	女	計	男	女						
A	親の有無	父 母 親 不 計	父 母 親 不 計	なし あり なし あり 計	しり 不明	74 23 76 110 7 222	68 22 72 94 5 253	16 1 4 16 2 39	37 14 37 21 4 153	33 10 37 20 4 134	4 4 — 11 — 19	113 37 53 111 11 445	93 22 39 104 6 387	20 5 4 27 2 58	44 3 12 32 1 92	28 3 10 27 1 67	15 — 2 5 1 25
B	家族の有無	家 族 不 計	家 族 不 計	なし あり なし あり 計	しり 不明	39 259 7 292	29 219 5 253	1 33 2 39	41 111 1 153	33 97 1 134	6 14 — 19	71 366 8 445	65 316 6 387	6 50 2 58	55 30 1 92	31 33 1 67	21 4 — 25
C	生活の中心	本 他 不 計	本 他 不 計	人 の 中 心 明	人 の 中 心 明	168 173 11 222	199 145 8 253	5 26 3 39	32 96 5 153	48 81 5 134	4 15 — 19	160 239 16 445	148 223 13 387	12 43 3 58	19 76 6 92	7 58 2 67	3 18 4 25
D	家族の有無	有 不 計	有 不 計	有 無 明	有 無 明	168 173 11 292	199 145 8 253	5 26 3 39	32 96 5 153	48 81 5 134	4 15 — 19	230 260 15 445	200 169 12 387	24 31 3 58	78 10 6 92	57 8 2 67	19 2 4 25
E	住居関係	家 族 間 分 計	家 族 間 分 計	同居 同居													

開			覽			合			計			計		
地 方 都 市			合 計			大 都 市			地 方 都 市			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
3	3	—	47	29	18	120	83	37	40	36	4	169	122	33
2	2	—	5	5	—	23	23	—	18	12	6	43	37	6
1	1	—	13	11	2	88	83	5	18	12	6	101	100	1
—	—	—	40	29	11	142	121	21	39	25	14	281	196	85
—	—	—	1	1	—	8	8	—	4	4	—	12	10	2
14	11	3	108	78	30	384	320	64	167	146	21	551	466	85
1	1	—	56	35	21	86	63	23	42	37	5	127	100	27
10	10	—	49	42	7	291	251	40	121	107	14	412	358	54
—	—	—	1	1	—	8	8	—	1	1	—	9	7	2
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	146	21	551	466	85
7	7	—	47	41	6	118	107	11	59	55	4	177	152	25
2	4	—	83	69	14	249	203	46	103	85	18	352	288	64
—	—	—	6	2	4	17	10	7	5	5	—	22	16	6
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	146	21	551	466	85
14	11	3	99	68	31	184	157	27	136	117	19	330	274	56
—	—	—	10	8	2	183	153	30	27	24	3	210	177	33
—	—	—	6	2	4	17	10	7	4	4	—	21	14	7
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	146	21	551	466	85
14	11	3	93	68	25	293	233	60	141	123	18	434	368	66
—	—	—	5	5	—	69	69	—	18	18	—	87	87	—
—	—	—	—	—	—	2	1	1	1	1	—	3	2	1
—	—	—	—	—	—	12	12	—	7	3	4	19	10	9
—	—	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	3	3	—
—	—	—	6	2	4	6	2	4	—	—	—	6	2	4
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	146	21	551	466	85

を占め、独りぼつちというものが3名ある。これも、恐らく住所不定に近い生活を営んでいるのではないかと考えられる。又親分の家にいるものが3名あるがこれは正しい雇傭関係におかれているものではなく、いわゆる封建的な隷属的要素の強いもので、この事は彼等の賃金関係を見ればわかるように、自営のものよりも、その賃金は不当に低いことである。詳しくは後に述べるが、参考迄に示せば、自営のものは4000円内外のものが多いの、これらのものは500円～1000円のもの1人、1000円～1500円が1人、後の1人は不明というように著しく賃金が低いことを如実に表わしている。

以上で大体の状況は把握出来るのではないかと思うが、今一つ問題になるのは、家族の全然ないもの、仲間と一緒に暮しているもの、定つた家のないもの、独りぼつち等は全体では程く僅かの数字ではあるが、正常でない彼等の日常生活はともすれば、往々不良化や犯罪の泥沼に轉落する可能性と危険とを蔵していることである。

しかし、見方によれば、これらの身よりも家もない年少者達が、この泥沼の世界に落ちこままいとしていぢらしくも斗い抜いて行く最後の拠り所がこの種の街頭労働であると見ることも出来よう。

これによつて年少者の街頭進出の原因や、動機的大部分が不良性や浮浪性などの性向によるものではなくして、客観的な社会的、経済的事情に基づく必然的なものである事を裏書きしている。

IV. 在 学 年 数 (第四表)

橋に働いている年少者はどのような教育をうけているか、又うけつつあるか、この調査の結果によれば、かれらは実働の所勉強より先づ生きていかなければならないというのが実状であろう。しかしかれらに勉学に対する希望がないわけでもない。この事は学校在学者で働いている者も多く、又中退者であつても夜学に入りたいと云つてゐる者も沢山いる事をみても明らかである。

次に学校を中退して現在働いているもの、中には何年位学校に通つてゐたかについてみるならば、尋常科6年進行つたものが最も多く、これを山として6年以上も6年未満もその率が低くなつてゐる。この傾向は大都市と地方都市別にみても結果は同じである。

在 学 年 数 表

年 数 地 域 別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	不 明	全 く い か ない	合 計
総 数 (%)	22 (3.4)	25 (6.0)	48 (8.4)	41 (7.4)	46 (8.2)	177 (32.4)	70 (12.8)	85 (15.6)	21 (3.9)	1 (0.2)	2 (0.4)	32 (6.0)	4 (0.8)	551 (100)
大 都 市	19	17	55	23	31	120	49	41	14	0	0	20	3	384
地 方 都 市	3	8	10	15	14	57	21	24	7	1	2	6	1	167

この表によつてもわかる様に初等教育すら満足に受けていないものが3割以上もあり、全然学校に行つた事のない者も僅かではあるがいたるという事は注目される。

調査人員の 15.3% は在学中の者である。しかし学校には席を占めてはいるが、実際は行つていないというものも見受けられる。その在学者を大都市と地方都市別に比較すると大都市の方は 81.0%、地方都市は 19.0% である。札幌は 655 名中在学者は 39 名で 8.4% に過ぎないが新聞賣では 106 名中 45 名で 42.1% に達しており、これを業種別にみるとその比率は新聞賣の方が圧倒的に多い。これは新聞賣の方が年令的に若いのも一つの理由であるが、労働時間も大いに影響している。即ち新聞賣はパートタイムが多く、札幌はフルタイムのため、収入よりも時間的に時に自由であり、又技術もいらない新聞賣の方が学校に通いながら街頭労働するのに都合がよいためであらう。

以上が在学中の者についての実態であるが更に注目されることは、こゝに調査された街頭年少労働者の中で、はたして義務教育を修了したものがどの位あるかということである。

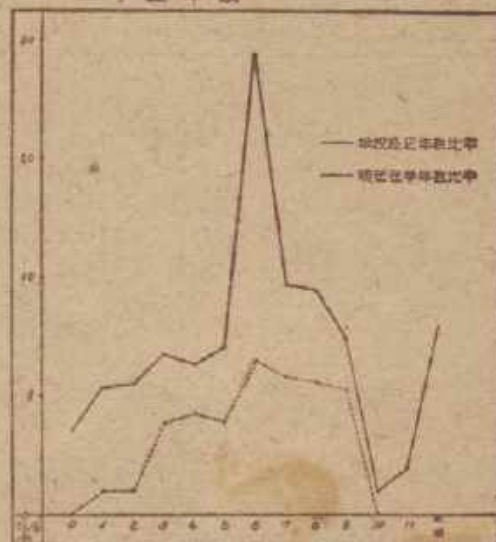
昭和 22 年より 6.3 制が実施せられることになり年令的なすれをなおすために政令第 77 号第 1 條(学校教育法第 39 條第 1 項に規定する保護者の義務は昭和 23 年度に於いては子女の満 14 才に達した日の属する学年の終りまでとする)が公布された。それによれば現在満 15 才の者は昭和 23 年 3 月に 6 年を修了した学童であるので、当然この教育法の適用を受けるわけである。したがつて現在は第 9 学年に在学中の者である。従つてこれ以前に卒業したものはこの規定から除外されるものであり、現在 17 才(満 16 才)以上のものは 6 年間で義務教育を卒業したものとして取扱われるわけである。これによつて 6 年卒業者をみると 17 才(満 16 才)のものは 73 名(在学者 1 名を除く)で

18才(満17才)のものは58名(3名在学者を除く)で残りの23名は(在学者4名を除く)6ヶ年の途中で退学したものである。

6.3 制の教育法の適用を受けている16才(満15才)15才(満14才)の学童はみなそれぞれ第9学年、第8学年に在学中であるわけであるのに、現在通学しているものは16才(満15才)で110名中僅か5名(4.6%)で15才(満14才)のもの100名中7名(7%)にすぎない。残りの88.4%余りが中途退学をよぎなくされている子供である。

以上が学歴年数調べの大体の結果であるがこの調査の結果、要するに学校に行きたくても、家の経済的理由で学業を捨て、街に出て働かねばならない不幸な子供達にせめて義務教育だけでも受けさせる様に、又どうしても働かねばならないのなら適当に学業と併行出来る労働条件と労働環境を與えるなど、今後に残された問題として考えられなければならない。

学 歴 年 数



第4表

在 学 年 数

在 学 年 数	年齢別 地域別 性別	都 市									新		
		大 都 市			過 方 部 市			小 計			大 都 市		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1	年	17	13	4	3	3	—	20	16	4	(1) 0	(1) 0	—
2	年	10	14	0	8	6	2	24	30	4	(1) 1	(1) 1	—
3	年	28	26	2	10	9	1	(2) 38	(2) 35	0	(3) 3	(2) 7	(1) 1
4	年	(3) 23	(2) 21	(1) 2	(1) 11	(1) 9	3	(4) 31	(3) 30	(1) 2	(4) 0	1	(4) 4
5	年	(3) 20	(2) 21	(1) 0	(3) 14	(3) 12	2	(6) 30	(5) 35	(1) 7	(2) 6	1	(2) 4
6	年	(9) 97	(6) 60	(1) 1	(2) 57	(2) 61	6	(9) 104	(5) 131	(1) 20	(8) 26	(4) 16	(4) 7
7	年	(3) 30	(2) 29	(1) 1	(2) 18	(2) 17	1	(6) 48	(4) 48	(1) 2	(9) 14	(8) 16	(1) 1
8	年	(4) 27	(4) 27	—	(2) 14	(2) 16	3	(8) 46	(8) 43	—	(6) 14	(4) 12	(1) 2
9	年	(2) 8	(2) 8	—	(1) 4	(1) 4	—	(3) 12	(3) 12	—	(6) 8	(3) 4	(2) 2
10	年	—	—	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—
11	年	—	—	—	2	1	1	2	1	1	—	—	—
行 つ て な い	者	2	2	—	1	1	—	3	3	—	1	1	—
不 明		18	12	6	6	4	1	23	16	7	8	4	4
合 計		292	253	39	173	134	19	445	387	58	92	67	25
在 学 中 の 者 計		24	20	4	9	9	—	23	20	4	33	23	15

開			亮			合								
地方都市			小			大			地方都市			合		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
—	—	—	(1) 2	(1) 2	—	(1) 10	(1) 10	4	3	3	—	(1) 23	(1) 15	4
—	—	—	(1) 1	(1) 1	—	(1) 17	(1) 15	2	8	6	2	(1) 23	(1) 21	4
—	—	—	(3) 8	(2) 1	(1) 1	(5) 3	(2) 22	(1) 3	10	9	1	(3) 40	(2) 2	(1) 4
2	2	—	(4) 7	—	(4) 4	(1) 23	(6) 23	(5) 8	(1) 13	(1) 11	2	(8) 41	(3) 33	(6) 6
—	—	—	(2) 5	—	(2) 4	(7) 30	(2) 22	(5) 9	(3) 13	(3) 12	2	(8) 45	(5) 31	(3) 11
—	—	—	(8) 23	(4) 10	(4) 7	(1) 19	(12) 18	(5) 24	67	61	6	(17) 177	(12) 147	(5) 31
(2) 3	(1) 8	(1) 1	(1) 22	(6) 8	(2) 2	(12) 49	(10) 47	(2) 2	(4) 21	(3) 19	(1) 2	(16) 76	(13) 66	(3) 4
(3) 6	(3) 4	—	(8) 19	(7) 15	(1) 3	(9) 41	(8) 33	(1) 2	(6) 21	(5) 23	4	(14) 66	(12) 9	(1) 0
(2) 3	(2) 3	—	(7) 9	(6) 7	(2) 2	(7) 14	(6) 12	(2) 2	(3) 7	(3) 7	—	(16) 31	(8) 19	(2) 2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	2	1	1
—	—	—	1	1	—	3	3	—	1	1	—	4	4	—
1	—	1	9	4	5	23	16	10	6	4	2	32	20	12
14	11	3	108	78	28	334	320	64	107	135	22	551	405	80
7	6	1	45	29	15	68	49	19	16	15	1	78	58	20

註 () 内の数字は在学中の者を示す。

第4表 b.

年 令 別 在 學 年 數

業 種 別	學年別		0 年			1 年			2 年			3 年			4 年			5 年			6 年		
	年令別	性 別	計			計			計			計			計			計			計		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
農 林	15	才	—	—	—	4	4	—	1	—	1	4	4	—	7	7	—	7	6	1	26	23	3
	16	才	1	1	—	—	—	—	1	1	—	8	8	—	6	6	—	11	10	1	42	39	3
	17	才	—	—	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	3	3	—	9	8	1	55	54	1
	18	才	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2	2	—	3	3	—	1	—	1	21	19	2
新 聞 業	15	才	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	3	1	2
	16	才	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	2	2
	17	才	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
	18	才	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	15	才	—	—	—	4	4	—	1	—	1	6	6	—	7	7	—	7	6	1	28	24	4
	16	才	1	1	—	—	—	—	1	1	—	8	8	—	6	6	—	11	10	1	48	41	6
	17	才	—	—	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	3	3	—	9	8	1	59	55	4
	18	才	1	1	—	—	—	—	1	1	—	2	2	—	3	3	—	1	—	1	21	19	2

7 年			8 年			9 年			10 年			11 年			不 明			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
8	8	—	11	11	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3	72	84	8
11	10	1	7	6	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	7	2	96	87	9
14	14	—	8	8	—	7	7	—	—	—	—	—	—	—	8	4	2	88	81	7
9	9	—	24	19	6	2	2	—	1	1	—	1	1	—	3	—	3	66	58	8
9	9	—	7	7	—	0	0	1	—	—	—	—	—	—	1	—	1	28	24	4
—	—	—	3	3	—	5	5	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	14	12	2
2	2	—	2	2	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—
—	—	—	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	1
17	17	—	18	18	—	7	0	1	—	—	—	—	—	—	4	—	4	100	88	12
17	10	1	10	8	2	5	6	—	—	—	—	—	—	—	11	0	2	110	90	13
10	10	—	10	9	1	8	6	—	—	—	—	—	—	—	6	4	2	94	87	7
9	9	—	26	20	6	2	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2	69	60	9

V. 1 日の働く時間

(1) 明るい中だけ働くものとは、6 時～18 時まで、(2) 暗くなつてから働くものとは、18 時以後、(3) 明るい中から夜にまたがるものとは、(1) から (2) にまたがるものをいう。

靴磨についてみると、明るい中から夜にまたがるものが一番多く 232 名で、総数の 52.1%、明るい中だけ働くものは 142 名で 31.9%、暗くなつてから働くものは 44 名で 9.9%、不明が 27 名で 6.1% となつてゐる。(第 5 表 a 参照)

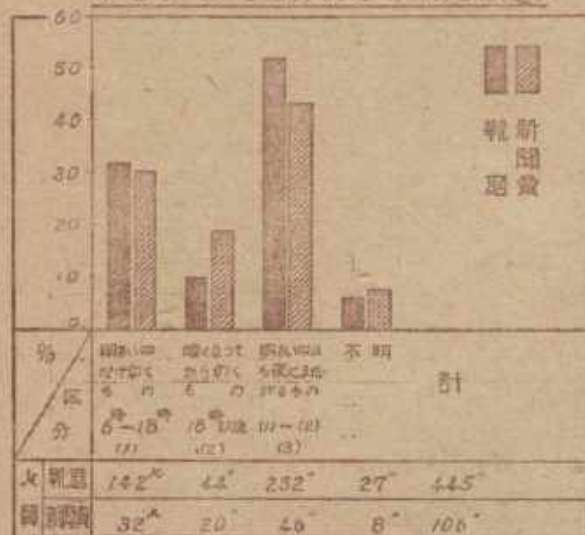
これを時間別にみると 1 日 6 時間未満働くものは全体の 2 割に足らず、10 時間以上働くものが、37.3% を占め 8 時間以上 10 時間未満の 20.7% と合わせて、実に 6 割に近い年少者たちが毎日長時間労働に従事しているものである。(第 5 表 b 参照)

この中には深夜の 12 時 1 時間まで働くものもあり、1 週間の中大部分を深夜から翌朝にかけての徹夜労働をやつてゐるもの、さらに徹夜労働を常態としている者さえも見られるのである。

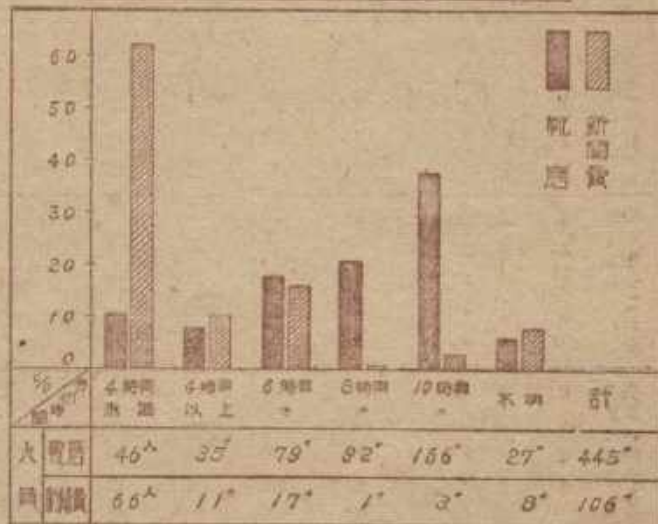
例えば母と弟 2 人、妹 1 人の家族を持ち、弟と 2 人で靴磨をやつてゐる 16 才の少年は「飽かなくては生きて行けないから、1 週間に 5 日位夜明しをする」と云い、又ある通學者は朝 6 時まで働き、ついでに学校に行き、帰つてから夕方働きに出るまでの間睡眠すると云つてゐる」

新聞費では明るい中だけ働くものは靴磨の 31.9% に対し、30.2% で大体同率を示し、暗くなつてから働くもの

第5表a 1日の例と時刻比較表



第5表b 1日の例と時間比較表



第5表c

1. 日の働く時間調査

時 分	働 時間	勤 種 別	地 域			職 業			歴 年			新 卒		
			大 都 市			地 方 都 市			計			大 都 市		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
男 働 い 中 の だ け	4 時 間 未 満		12	9	3	1	1	—	13	10	3	11	9	2
	4 時 間 以 上		13	11	2	7	3	4	20	14	6	4	4	—
	5 時 間		30	23	7	17	14	3	47	42	5	9	2	7
	6 時 間		23	23	10	23	18	5	46	41	5	—	—	—
	7 時 間		7	6	1	2	2	—	9	8	1	—	—	—
男 働 い 中 の だ け	4 時 間 未 満		17	17	—	5	4	1	23	21	2	14	13	1
	4 時 間 以 上		7	7	—	4	4	—	11	11	—	—	—	—
	5 時 間		7	7	—	4	4	—	11	11	—	—	—	—
	6 時 間		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7 時 間		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
男 働 い 中 の だ け	4 時 間 未 満		11	11	—	—	—	—	11	11	—	20	20	0
	4 時 間 以 上		4	4	—	—	—	—	4	4	—	7	3	4
	5 時 間		11	7	4	10	10	—	21	17	4	5	2	3
	6 時 間		27	23	4	12	12	—	39	35	4	1	1	—
	7 時 間		26	24	2	61	52	9	107	106	1	3	3	—
不 明			17	18	1	10	10	—	27	26	1	8	8	3
計			292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25

開 光						合 計								
地 方 都 市			計			大 都 市			地 方 都 市			計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
5	3	2	18	12	4	23	13	5	6	4	2	29	22	7
—	—	—	4	4	—	17	15	2	7	3	4	24	13	6
3	2	1	12	4	8	20	30	9	20	10	4	50	40	13
—	—	—	—	—	—	33	23	10	20	13	2	53	41	12
—	—	—	—	—	—	7	6	1	2	2	—	9	8	1
6	6	—	20	19	1	31	30	1	11	10	1	42	40	2
—	—	—	—	—	—	7	7	—	4	4	—	11	11	—
—	—	—	—	—	—	7	7	—	4	4	—	11	11	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	30	25	5	41	33	6	—	—	—	41	30	6
—	—	—	7	3	4	11	8	4	—	—	—	14	7	4
—	—	—	5	2	3	18	9	7	10	10	—	28	19	7
—	—	—	1	1	—	25	24	4	12	12	—	40	38	4
—	—	—	3	3	—	66	87	13	61	52	8	160	139	21
—	—	—	8	6	3	29	21	4	19	10	—	35	31	4
14	11	3	163	78	23	384	321	64	167	145	22	551	466	36

は、靴磨の 9.9% に対して、18.9% ではほぼ 2 倍の率となるが、4 時間以上働くものは 1 人もなく。大体夕方の 3 時間前後というところが多い。明るい中から夜にまたがるものでは、靴磨の 52.1% に対し 43.4% でやや低い率を示す。(第 5 表 a 参照)

1 日の労働時間では、二つの業種の相違は特に顯著である。靴磨では 8 時間以上働くものが、58% もあるが、新聞賣では総数 106 名中僅かに 4 名で 3.7% に過ぎない。又靴磨では 6 時間以上働くものが、75.7% であるに反し、新聞賣では 6 時間未満が 72.7% を占めて対蹠的である。しかも靴磨では 10 時間以上が最も多く、新聞賣では 4 時間未満が圧倒的に多い。(第 5 表 b 参照)

以上によつて、概して靴磨では労働時間が長く、深夜に及ぶものが多いが、新聞賣では労働時間は短く深夜に及ぶものは殆んどないということが云える。

両業種共性別による労働時間の相違というものは殆んど見られない。大都市、地方都市の比較についても地方都市の新聞賣に明るい中から夜にまたがるものが 1 人もいない（これとても地方都市の新聞賣男女合せて僅か 14 名という人数を考慮に入れなければならない）点を除いては特別な違いを抜き出すことは困難である。

VI 1ヶ月の働く日数と収入

A. 働 く 日 数

靴磨では1ヶ月の労働日数 20 日以上 25 日未満のものが最も多く、190 名で 42.7% を占め、次いで 25 日以上
のものが 154 名で 34.6%、20 日未満のものが 77 名で 17.3%、不明 24 名で 5.4% となっている。

新聞賣では 20 日未満のものは僅かに 4 名で 3.8%、20 日以上 25 日未満のもの 18.9%、25 日以上のは 66.
0% を占めている。(第6表を参照)

1日の労働時間では靴磨の方が長いが、1ヶ月の労働日数は新聞賣の方が多い。この違いは天候のやうな自然條
件、労働時間の長短、深夜労働であるか否か、疲労度等から来るものであろう。

靴磨のやうに長時間しかも夜間遅くまでに亘る労働では1ヶ月 25 日以上の稼働は肉体的にも困難であり、従属関
係などでせられない大部分の自営業者はたとえ天候に左右されなくとも疲労の激しい場合などは比較的自由に休業
している状況である。

商業種共一般に定休日はないが、自営業の場合は雨天のときとか休みたいときは休んでいるが、従属関係や雇傭関
係にあるものは雨天のとき位しか休めない。雨天のときでも雨があがれば働きに出なければならないし、又雨降りでも
休まないというものもある。

B. 収 入

靴磨では大体1日10人から20人位の客があり、15人位という処が標準である。1人の座代は安いものは10円から高いもので30円位であり、20円という処が最も多い。勿論長靴の場合や汚れをガソリンで掃きとつてから磨くというような場合は30円、40円とる。しかし一應値段はきまつていても中には「呉れるだけ貰う」というものやときには100円札を置いてゆくお客もあり、「磨かせて置いて拂わないものもある」と何人かの少年は訴えている。

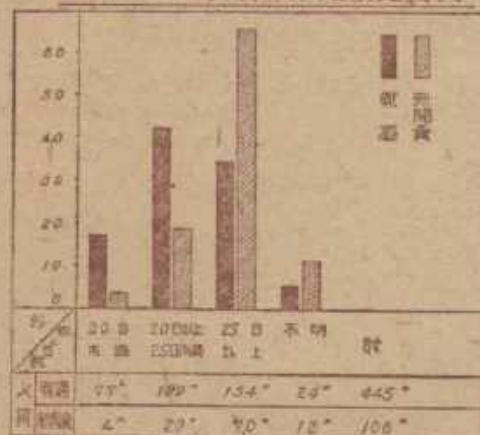
支出は主に靴磨代であるが、米割製1個250円、日本製45円程度である。1個の靴磨で50人から60人磨くというのが最も多い。この外に「場銭」と称して毎日華金にくる露天商取柄人の様な者に徴収される支出や交通費などがある。

従属関係にあるものは収入の6分を親方に納め、4分を貰うもの、材料の支給を受けて収入は全部親方に渡し、小遣程度しか貰わないものなどもある。

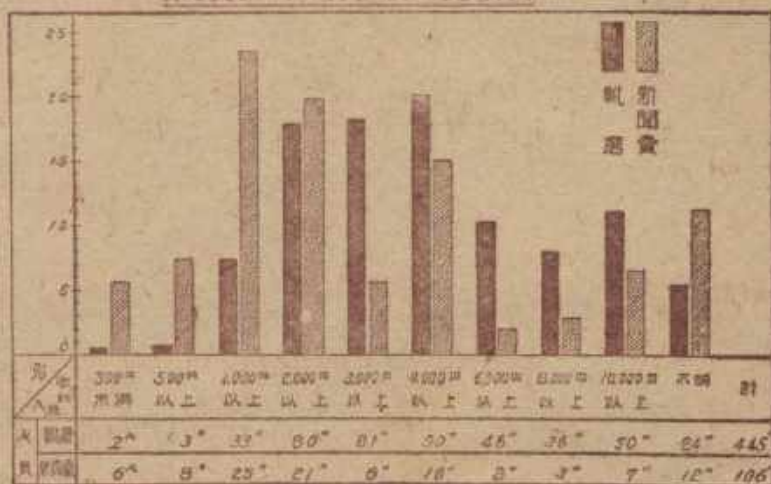
こゝで収入（純益）というのは、右の従属関係にある場合では本人の貰う額、自営業の場合では総収入から材料代（主として座代）を差引いたものを指している。新聞賣の場合も同様である。

新聞賣についてみると、1枚2円程度で仕入れ各種の新聞3枚を1部として10円で賣りさばくというものでは1部の利益は4円であり、1日の売上は最低30部から最高100部位である。雇用関係にあるものは1枚につき10銭から15銭の少給を貰っている。靴磨、新聞賣共に従属関係や雇用関係にあるものはいくら稼いでも親方や雇主に搾取され、本人の受取る収入は極めて少いのである。或る靴磨の少年は「親方にみんなとられるのは損だから、キャンデーなんかを買って食べる、だけど持つて帰る金があんまり少いと叱られる」と云っている。

第6表a 1ヶ月の休日数比較表



第6表b 1ヶ月の収入比較表



第6表

一ヶ月の働く日数と収入(純益)

労働日数	収入	性別	旧			新			計			計		
			地域別			地域別			計			計		
			大	郷	市	大	郷	市	計	男	女	計	男	女
二〇	500	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	500	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	1,000	男	10	7	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	2,000	女	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	3,000	男	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	4,000	女	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	5,000	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	6,000	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	7,000	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	8,000	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	9,000	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	10,000	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇	500	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	500	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	1,000	男	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	2,000	女	14	11	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	3,000	男	22	16	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	4,000	女	30	21	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	5,000	男	18	12	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	6,000	女	9	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	7,000	男	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	8,000	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	9,000	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	10,000	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇	500	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	500	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	1,000	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	2,000	女	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	3,000	男	13	12	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	4,000	女	19	17	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	5,000	男	19	16	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	6,000	女	22	21	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	7,000	男	40	34	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	8,000	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	9,000	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	10,000	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不	明	男	12	9	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不	明	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計			232	253	39	153	134	19	445	367	58	92	67	25

開 充						合 計								
地 方 都 市			計			大 都 市			地 方 都 市			計		
・ 計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
—	—	—	1	1	—	1	1	—	2	2	—	3	3	—
—	—	—	1	—	1	1	—	—	2	2	—	3	—	1
—	—	—	—	—	—	10	7	3	7	6	1	17	13	4
—	—	—	—	—	—	10	19	—	8	6	2	27	25	2
—	—	—	—	—	—	9	6	—	6	4	—	12	10	2
1	1	—	2	2	—	6	6	—	4	4	—	10	10	—
—	—	—	—	—	—	5	3	—	1	1	—	4	4	—
—	—	—	—	—	—	1	1	—	3	3	—	4	4	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	2	2	—	3	2	1	—	—	—	3	2	1
—	—	—	15	10	—	25	23	—	3	2	1	31	30	1
—	—	—	3	—	3	17	11	6	23	21	2	40	39	1
—	—	—	—	—	—	22	15	6	39	23	7	69	34	13
—	—	—	—	—	—	30	21	9	24	23	1	64	44	10
—	—	—	—	—	—	13	12	1	1	1	—	17	13	4
—	—	—	—	—	—	9	9	—	1	1	—	10	10	—
—	—	—	—	—	—	2	2	—	1	1	—	3	3	—
2	—	2	6	3	2	3	0	—	2	—	2	6	3	2
—	—	—	6	6	—	6	6	—	—	—	—	6	6	—
2	2	—	10	10	—	8	6	—	2	2	—	10	10	—
1	—	1	18	6	12	27	10	11	7	6	2	34	21	13
—	—	—	6	1	5	19	17	2	4	3	1	23	20	3
—	—	—	14	9	5	33	26	7	9	8	1	42	34	8
—	—	—	2	1	1	21	18	3	6	6	—	27	23	4
—	—	—	3	2	1	25	23	2	—	—	—	25	23	2
—	—	—	7	6	1	53	50	3	—	—	—	53	50	3
8	8	—	12	11	1	16	12	4	20	20	—	38	32	6
14	11	3	106	78	28	324	320	4	167	145	22	661	606	55

靴磨で最も多い率をしめしているのは 4,000 円以上 6,000 円未満の収入をあげているもので、6,000 円以上の収入をあげているものは約 30% あるが、新聞賣では 1,000 円以上 2,000 円未満の収入をあげているものの数が最も多く、6,000 円以上は 11.3% である。(第6表 b 参照)

労働時間、労働日数及び収入の関係を両業種比較して要約すれば、靴磨は新聞賣に比べて労働時間は長い、労働日数は少く、収入は多いということが云える。従つて靴磨ではその収入は家計を支える上に主要な地位を占めるが、新聞賣ではその地位は補助的であるということが出来よう。

性別による相違は殆んど見られないが、大都市、地方都市の比較では 1ヶ月の労働日数が大都市の方が概して長いものが多く、従つて収入についても高額をあげているものは大都市に多い。

VII. 従業関係のあり方(労働関係の形態) (第7表)

道路にべつたり坐つて、靴をみがいている子供達、駅の構内や汽車の中で新聞を賣っている子供達——これらの子供達は、一般的には浮浪兒で、しかも彼らは親分千分の身分関係に従属されているように考えられていた。勿論こうした労働形態の下で働かされている子供も何人かは居るにしても、それはほんの一部の子供達であり、殆んどがその様な背後関係をもたずに、独立した労働形態又は家族や友達との共同の労働形態を維持しているのである。すなわち資本(磨台、はけ、布、靴墨)を各自で負担し、(最初の資本は殆んど親や兄弟に出してもらっている)その労働から得た収入は毎日の場代を 10 円から 15 円を差引いた残金全部が彼らのふとろに直接入る様な、全く独立した営業形態である。

つまり街頭労働者 551 人中、自営のものが 488 人 (88.5%) で大部分を占め、協同経営というのは、資本を出し合つて利益を平等に分配する方法であらうと思われるが、これは 15 人 (2%) である。

ところがここに問題視されねばならないのは僅少であるが、古い身分的従属関係で拘束されている子供達と極めて低い賃金で雇用されている子供達があるという事である。その数の多少にかかわらず、そのこと自体が社会的問題となることに注目しなければならない。

さて従属的環境にある子供達の例を一つ二つのべようと思うが、この子供達の背後には、封建的勢力によつて子供達を隷属的身分関係のもとに拘束し、労働を搾取している判然とした形態がある。親分→親方→千分、この区別

は毎日の労働の上に具体的な問題を生じさせている。

1. 栃木縣、満 18 才 男子。

父親がその親分の一家に入り、従つて自分もその一家の拘束をうけている。

監督は、親分は1ヶ月に1度、親方は1ヶ月に2、3回見廻りに来る。賃金は、毎日暮りに親方の家に寄り、親方に収入の6分をおさめ、本人は4分の割合で歩合をもらふ。昨年(23年)の暮に上着(單衣のホームズパン)一枚を親方からもらった。

材料は日々納金する6分の中から親方が出してくれる。

露天商組合というものがあるが、これには親方が入つていて、本人は河内一家の白鳥組という組織に加入している。組合費300円は、納金している6分の中から親方が、地代1日5円の分と一緒に支拂つてくれる。

2. 鹿児島例 14 才男子。

親方の家に戦起している。遂に親方と一緒に街頭で靴修繕の手伝いや靴磨きをやつている。現金収入は全然なく、代金は全部親方がうけとる。

定休日というのはないが、親方の都合によつて休みがある。材料仕入れは親方が一切やつてくれる。しかし本人は云つてゐる。現金はもらわなくても、衣類でもなんでも買つてくれるのでうれしい。機械の事が好きだからトラツカ船の機関部の仕事をしたいと思う。

3. 秋田市 13 才 男子。

兄貴分と毎日働いている。まだ見習いの時期なので給料は1日30円位くれる。調査の際に収入のことを聞こうとしたが、それ以上の事は答えず、そばにいる兄貴分やチヤヤ仲間が恐迫して口を封じていたという。

雇用関係につながれているものというのは、新聞費に多いが、これは所謂新聞配達として毎朝定められた部数を決められた家に配布してまわり、日給なり月給なりを雇用主からうけている子供では全くない。この雇用関係というのは、新聞の販賣所から新聞を委託され、その新聞をもつて街頭に立ち朝夕の道行く人々に賣つて、その売り上げから、1部について10銭とか15銭とかの僅かな歩合賃金を店主からもらっているものを指しているのである。賃金の歩合の点では前の親分関係のものと、そう大差はない様にみえるが、前者の場合は背後の拘束する社会的背景が彼らの労働形態を決定する根本的條件であると思われる。後者の場合はただ労働力を提供して、その代りに労働がもたらす日々の利益に応じて報酬をもらうという普通の雇用契約と同じに解釈されるものである。この点に従属関係と雇用関係との劇然とした区別をおいたのである。

雇用関係の一例をあげてみる。

1. 京 都 15才、男子。

所属販賣店から毎日300部から400部ぐらい受け取り、1部につき1円50銭で賣り15銭の歩合を店主から得るにもらう。残部は販賣店へ返すが、あまり多く返すと文句を云われる。

2. 京 都

朝新聞配達をしていたが、(固定給1ヶ月600円)立賣りするものがないのでやつてくれと頼まれ引受けた。

第7表

従業関係のあり方（労働関係の形態）

従業関係	業種別	職 密									新		
	地域別	大 都 市			地 方 都 市			小 計			大 都 市		
	性別	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
自	営	270	238	38	123	114	19	408	352	57	68	45	23
共	営	11	11	—	4	4	—	15	15	—	—	—	—
従	属	2	1	1	9	9	—	11	10	1	—	—	—
雇	用	1	1	—	1	1	—	2	2	—	24	22	2
不	明	2	2	—	6	6	—	8	8	—	—	—	—
合	計	292	263	30	153	134	19	445	387	58	92	67	25

開 業						合 計								
地 方 都 市			小 計			大 都 市			地 方 都 市			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
11	9	2	79	54	25	344	283	61	145	123	21	488	406	82
—	—	—	—	—	—	11	11	—	4	3	—	15	15	—
—	—	—	—	—	—	2	1	1	9	9	—	11	10	1
3	2	1	27	24	3	26	23	3	4	3	1	29	26	3
—	—	—	—	—	—	2	2	—	6	6	—	8	8	—
14	11	3	100	78	22	384	320	64	167	145	22	551	465	86

500枚位賣るが、1部10銭の歩合をくれる。朝刊をうると学校におくれるので賣らないが、朝刊をひきうけると月150円の歩合をうり上げの他にくれる。日曜日は勉強をしたいので賣らないが、店では文句ばかり云う。春秋は遠足があるがお菓子だけくれる。

3. 横 浜 16才、男子。

新聞販賣所から仲間と3人で600枚を受けとる。賃金は賣上げの1割をもらうことになつてゐるが、実際は1割以下である。その他に月給350円をくれると云つてゐるが未だもらつてゐない。

従属関係におかれてゐる者は、靴磨きが全部であるが、ほとんどが地方にかたまり、雇用関係は新聞賣で大都市に多くなつてゐる。この様に労働形態の差違が地域別に生じるということについての必然的、客観的條件も又、この中にうかがいしることができる様に見える。

男女別にみると、女子の数は一般に非常に少いが、ことに此の様な特殊な労働形態で働いてゐる子供には女子が1名いるだけで、あとの全部は男子である。

VIII. 材料の仕入方 (第3表)

仕入先や仕入の経路をみると、551人中商店（小賣店）から仕入れるもの 267 名、卸商から仕入れるものが 81 名で、両者を合せて 63.2% となり、これについては別に問題になる点はないと考えられる。

ブローカーから仕入れるものが 143 名（25%）あるが、ブローカーのところに商品が入るまでの経路とその中間搾取利潤がどの位の率になるかという関係については、この子供達にとっては知る由もないことだし、この点についての調査はより技術的にも困難であるので、今回はふれていない。この街頭労働者に材料を卸す商賣に歩く人は、丁度靴すみがなくなる時を見はからつて廻つてくるのであるが、ちがつた人でも廻つた場所でも、その間価格は同じなので、子供達も、大人も、それが通り相場と思い込んでいるのであろう。親方から材料をもらうというのは、前の項の親分関係のところで説明したので、ここでくり返すことはない。ただ親方からという者の中には、親方から材料を買い取るのと、親方におさめる歩合の中から親方がくれるものとが含まれていることである。

第8表

材料の仕入方

材料仕入 別	業種別 地域別 性別	概 略									新		
		大 都 市			地 方 都 市			小 計			大 都 市		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
商	店	120	101	19	117	100	17	237	201	36	18	18	2
ノ	リ	55	51	4	18	16	2	106	100	6	37	31	16
卸	商	65	60	5	7	7	—	72	67	5	0	0	1
親	方	1	—	1	8	8	—	9	8	1	—	—	—
雇	用 主	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21	22	2
不	明	18	8	10	3	3	—	21	11	10	4	3	1
合	計	202	223	39	153	134	19	445	387	58	93	67	23

開 港						合 計								
地 方 都 市			小 計			大 都 市			地 方 都 市			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
12	9	3	30	25	5	138	117	21	129	106	23	267	223	44
—	—	—	31	21	10	125	105	20	18	16	2	143	121	22
—	—	—	9	7	2	71	65	6	7	7	—	61	54	7
—	—	—	—	—	—	1	—	1	8	8	—	9	8	1
2	2	—	20	22	4	24	22	2	2	2	—	26	23	4
—	—	—	4	3	1	22	11	11	3	3	—	25	14	11
14	11	3	100	73	27	234	220	14	167	145	22	551	465	86

IX. 組合の有無 (第9表)

551 名中組合をもっていないものが、502 名 (91%) いる。組合に加入しているものが 35 名あるが、この組合の組織については、相当の検討の余地があるものと思われる。なぜならば、この組合というのは殆んど露天商組合であつて、この組合の多くは、封建的基盤をもつたボスの支配下におさめられているからである。つまりこの組合というのが、近代的な合法的仮面をかぶつたボス組織である場合が多い。たとえば相当の地域を或る特定の人の名義で場所の権利として買いとり、その土地と結びつけられた支那形態をそのまま残しているのである。つまりその組合に入ることとは、その人から場所の権利を借るためだけのものにしかすぎず、その他の人格的権利の保護には全く価値のない存在である。従つて年少者がその組合に加入しているからといつて、近代的労働組合という觀念と混同してはならないのであつて、決して年少者の保護の立場になつたものでなく、ただ大人と同じように場所の権利をかりているだけのものにすぎないという事を見のがしてはならない。

第9表

組 合 の 有 無

業種別	区 分		有			な し			不 明			合 計		
	地域別	性別	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
農	大 都 市		21	20	1	288	280	8	3	3	—	292	283	9
	地 方 都 市		12	11	1	141	135	6	—	—	—	153	134	19
	小 計		33	31	2	298	292	45	3	3	—	445	397	54
新	大 都 市		—	—	—	86	62	24	6	5	1	62	47	25
	地 方 都 市		2	2	—	7	4	3	5	5	—	14	11	3
	小 計		2	2	—	93	66	27	10	11	1	106	78	28
食	大 都 市		21	20	1	354	293	61	9	8	1	364	309	64
	地 方 都 市		14	13	1	145	127	18	5	5	—	157	145	12
	小 計		35	33	2	502	419	83	14	13	1	521	454	86

X. 仕事の動機について (第 10 表)

仕事の動機には、何と云つても家計補助のためと、自活のためのものが最も多い。前にのべた家族状況のところでもみられるように、貧困な家庭では家族中の働けるものは全部働いて生活費をうみ出しているものであり、働ける父母はあつても父親の給料や、母親の仕事賃では、これらの子供達の生活は維持されていないのがこれらの家庭である。工場で働く年少労働者の働きの動機も又家計補助のためというのであるが、苛酷労働をよぎなくさせられる子供達には更に悪条件が附加されているのである。つまり定まつた仕事をしたいという希望は、この子供達の大部分の声であるが一般のおつとめでは 1000 円から 2000 円位しかとれないので、それでは僕達の生活はやつて行けないから——と云つてゐる。又全く義務教育を修了していない子供は正規の手続きを経て就職出来ないわけであり、この様な子供がかなり含まれている。貧困のため勉強をする機会も期間もなく過ぎてしまつたこれらの子供達には、学問の平等の権利も、手のとどかない存在でしかない。もう一つは義務教育在学中の者で手近な仕事のために働いているものも相当含まれている。学校のあひ間をさいて、労働環境の悪い街頭で働いて学費や家計の足しにしている子供である。自活のためというのは殆んど全部が戦災のため父母や兄弟を失ひ、なんとか生きるために手近な資本のかゝらない、この仕事にかぶりついたという結果である。

この様な戦争の犠牲をこうむつた子供達の生活をささえるためには、正規の労働関係からうける賃金や、社会保障による給與金なども現在のその額は甚しく低いので、彼らはこの苛酷労働の他に途がないと思ひこんでいる。この様

な思いを抱きながら、不安な毎日を問で働いている子供達、そしていつとはなしに悪い環境にはまり込み純真な心をふみにじられて行く可哀想な子供達であることを思えば、一日も速やかに適当な保護対策をたててやらねばならぬと考えられる。とにかく、この街頭労働に従事している子供達は、定まった正しい仕事につきたいという切実な一つの希望をみなぎりとしく抱いていることからしても、この要求をかなえてやれるような正しい労働と良い労働の環境を興えることが、この子供達の将来のすべてを決する先決問題であらう。

第 11 表 仕 事 の 動 機

業種別	地区別	性別	区分			家計補助のため			自活のため			不 明			合 計		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総 数	大 都 市		108	100	8	173	145	28	11	8	3	202	253	59			
	地 方 都 市		122	100	19	27	24	3	3	4	—	152	134	19			
	小 計		230	206	24	200	169	31	15	12	3	445	387	58			
新 聞 売	大 都 市		73	67	19	10	8	2	6	2	4	92	67	25			
	地 方 都 市		14	11	3	—	—	—	—	—	—	14	11	3			
	小 計		90	68	22	10	8	2	6	2	4	106	78	28			
合 計	大 都 市		184	167	27	183	153	30	17	10	7	384	320	64			
	地 方 都 市		136	117	19	27	24	3	4	4	—	167	146	22			
	合 計		320	274	46	210	177	33	21	14	7	551	466	86			

XI 将来の希望 (第11表)

横浜と鎌倉の中でただ喰うために追われながら靴を磨いている小さい年少者達が、将来に対してどんなささやかな喜びを見い出そうとしているのかということを探ねることは、彼らの生活態度を知る上に大切な参考資料である。そして又、今後に残された保護対策の上にも欠くべからざる貴重な資料となるであろう。その意味でこの調査を最後に合せ行つたのである。

その結果私達の予期しなかつた様な現実的切実な訴えを知ることが出来た。

今のまゝでよいという者が 15 名 (2.7%)、考えたことがないという者が 129 名 (23.4%)、不明が 151 名 (27.5%) である。これらの子供達はあまりにも悲惨な生活をいかに維持してゆくかという事で一杯なのである。何一つ人間としての生活の保障を與えられていない子供達が、絶望と諦めの中で、食うために斗うこと——それだけが現在の彼らのすべてである。

しかしこうした悲惨な生活を送っている彼らの中で、自分の将来に対して現実的な希望を抱き、満たされないその望みを各自で暖めている子供達が 218 名 (39.6%) を占めている。それらの子供達の夢は人間の社会に与つて不可能なぞいたくなく急望なのである。彼にも現われているように第一に定まつた仕事がほしい事、第二に学校へゆきたいということ、第三におすかに人間としての慾望をみだし得る様な、例えば洋服がほしい、映画がみたい、うまいものが食べたい、父ちゃん母ちゃんを安心させたいという様な事なのである。

表について細い説明は要しないと思うので、これ以上は省略するが、安定した仕事を欲しているにもかかわらず、工場で支拂われる年少者の賃金ではどうしても生活が出来ないし、又それさえも就職の窓口はせまいので、将来に対して不安を抱きながら、毎日を糊口に縋んでいるこれらの子供達のたぐ一つの望みは、正しく働きたいという労働の意欲にかかっているのである。もはや彼らは浮浪児としてではなく、年少労働者として正しい近代的な労働環境を興えてやらねばならない存在とみるべきである。

(第11表a) 将来の希望について

安定性のある仕事につきたい	218 名	39.6%
考えたことはない	129 名	23.4%
学校へゆきたい	27 名	4.9%
今のまゝでよい	15 名	2.7%
その他	11 名	1.9%
不明	151 名	27.5%
計	551 名	100%

(b)

次に具体的に要求している子供達の聲をそのまま掲げてみる。

【安定性のある仕事につきたい】

【その他】

靴屋になりたい。	洋服をこしらえたい。
商売がしたい。	貯金が出来たらおじいさんのところへ帰りたい。
会社に入りたい。	生活をもくにして、父ちゃん母ちゃんを安心させたい。
工員になりたい。	母ちゃんと一緒にいたい。
運転手になりたい。	母ちゃんの病氣をなほしてやりたい。
大工になりたい。	家庭がほしい。
自動車の修理工になりたい。	映画がみたい。
鉄道員になりたい。	おいしいものが食べたい。
リジメ教師になりたい。	野球をやりたい。
その他は漠然と定義をもとめている。	

むすび

これらの街頭労働の社会的経済的必然性はすでに各項に互つて分析されたがこれを要約すると、

- 1 両親又は片親のないものが多く、特に父のないものが多いこと。
- 2 本人が生活の中心であるものがかなり多く、直接生計の中心でないまでも重要な支柱であるものが多いこと。
- 3 工場などの正規な雇用の機会が年少者に極度にせびめられていること。

4. 工場などの正規の雇用労働では生活を支えるだけの賃金が得られないこと。

5. 街頭労働は技術を必要としないので年少者にとりつき易いし資本も殆んどかゝらずに収入があがること。また労働時間にしばられることが少ないため在学者にも働くことができるものもあること。

6. 支給額その他の関係から社会保障だけに頼れないこと。

この様な事情がかれらをして街頭に働かしめる主な原因であり、必然性であろう。

現在の社会経済状況のもとでは、このような必然性から生れて来る街頭労働を抹殺することは出来ないし、又近い将来において街頭労働者が影をひそめるような客観的條件が整うことも考えられない。

街頭に働く年少者たちにとっては「すべて児童はひとしくその生活を保障され愛護されなければならない」と言う児童保護の精神も教育の機会均等も、労働の保護も縁なきものでしかない。

大の事実は何らかの対策を樹てなければならない要点として指摘されるだろう。

- ： 1. 労働時間が極めて長く、しかも夜間にわたるものが多い（靴磨）
2. 義務教育さえ満足に受けていないものが大部分である。
3. 新聞費では 42%あまりが通学中のものである。
4. 親分子分の身分的れい風^{（注）}に置かれているものがある。
5. 身分的れい風関係にあるものも雇用関係にあるものも共に中間搾取が行はれている。
6. 労働環境が不良化や罪を犯かさせる危険性を伴っていること。

この調査によつて把握された街頭労働者は551名であるが、全国の街頭労働者の総数はこの数をはるかに上回るものであることは想像に難くないし、さらにこの調査の対象となつた靴磨、新聞賣の外に、ピーナツ賣、納豆賣、ライターの石賣、おもちゃ賣等々の街頭年少労働者を合すればその数は更に増大するであらう。そして調査対象とならなかつた街頭労働者もまた靴磨や新聞賣と同じ様な社会的な条件や環境におかれていることも間違いないであらう。

街頭労働のすべてを含めての施策が考えられなければならない。

附 録

東京都の街頭に働く年少者の実態

一 調 査 の 目 的

この調査は年少者がどのような必然性から街頭労働に従事し、どのような労働関係やどのような労働条件のもとで働いているかの現実を把握し必要に感じては将来米國のように街頭労働保護法を制定するなど有効な対策の基本資料を提供する目的で行われた。

二 調 査 の 方 法

この調査は現在全國的に行われているものの一環として、また試行を兼ねて、東京都内の上野と丸の内との兩地域で衆議院と新聞売に限定し、一定数の対象（満 18 歳未満の年少者）を選んでケーススタディーの方法で、去る 3 月 24 日から 26 日まで及び 4 月 15 日の 4 日間に行われた。（以下の記述において、特に新聞売又は靴磨とことわらない場合は、すべて両者共通の事情として、一緒に取扱つたものである）

三 調 査 の 結 果

調査した年少労働者は靴磨 14 歳から 18 歳までの 43 人内女 4 人、新聞売 12 歳から 18 歳までのもの 17 人内女 5 人、計 60 人内女 9 人である。

(1) 年齢と年令と学業

新聞売には年令の比較的若いものが多く新制中学その他義務教育在学のものが多かつた。即ち 9 人は在学者である。靴磨は比較的年令が多く、義務教育修了者及び中退者が多かつた。即ち 24 人が修了者であつた。これは労働時間が、新聞売りは夕方だけのパートタイムのものが多く、靴磨は朝から夕方までのフルタイムが多いためであろう。しかし靴磨にも夕方だけ働く在学者が相当あつた。即ち 11 人が在学者である。概して一つの年少街頭労働に在学者が多いことは、その労働する時刻が都合自由で、義務教育と併合して出来るという点で、通常の雇用労働に入るよりは便利だということに基づくもののようである。

(2) 家族の事情

(両親の有無)両親又は父親がないものが 60 人中 32 人であつた。両親のあるものは 17 人あつたが、その中には父が病氣のもの、ながく不在のもの、家庭をかえりみないものなどが大部分であつた。従つて両者合計 49 人の殆んどが家計の中心を失つてゐるものといえる。これらのことは街頭に働く年少者には他に一家の生計の支柱を持たない不幸なものが多いことを示しており、年少者の労働の必然性を強く物語つてゐる。(有業家族と家計の中心)本人が一家

の生計の中心となつてゐると積極的に答えたものが20人、本人以外に有業家族のないものが15人もある。そして本人が家計の中心ではないまでも、本人の労働がなければ家計の立たないものが多く、有業の家族があつてもそれは本人と一緒に街頭に働く母や弟妹などのものが多かつた。これは年少者の就業の動機や原因が切實な家庭経済の狀態に基いてゐるものであることを物語つてゐる。尚母のないものが僅か3人に過ぎなかつた事實をも考え合わせると、かれらが不良化や浮浪化して街頭に進出したものだという一般世人の觀察は、皮相に近いといふ稱釈もつけられる。

(3) 労働関係

単独の自営業が大部分で、41人がそうであつた。家族と協同が14人である。なほ靴屋だけにみられる現象として雇用されているものが1人、親方に従属してゐるもの1人づつあつた。表面は中間搾取關係をもつたものは意外に少いが、営業用材料の入手の仕方を見ると大部分、即ち47人までがブローカー等の中間介在者から材料を得ており、この介在者が幾重にもあるため仕入値段もまちまちになつて、この面の中間搾取の存在に注意しなければならない。

(4) 収入

一ヶ月の売上を見れば、商業種とも8000円から1万3000円までのものが最も多く28人までがそうである。そして1万3000円程度のものが最も多い。純益にすれば6000円から1万1000円程度ということになる。純益1万5000円程度のものもある。しかし靴屋の中の「雇用されているもの」は僅か月収4000円程度に過ぎない。これは屋主に日収の二割を納めているからである。

又靴屋の中の「親方に従属してゐるもの」は月1万円程度を親方に納めているので本人の実収は少い。以上によつ

て自営業のものは年令の割合に高い収入を得ていることがみとめられる。この点に、年少者が街頭労働を選ばねばならなかつた最大の原因がみとめられる。

(5) 労働日と労働時間

雨の日以外は休まないのが大部分で、月に 25 日以上働きに出ているものが多い。「雇用されているもの」は自曜日が定休であるという。親方ももちろんは、定休はなかつた労働時間では靴磨は大部分朝 9 時頃から夕方 7 時頃まで、1 日 10 時間以上働いている。新聞売は夕方 5 時頃から 10 時頃まで 5 時間程度の労働が多い。新聞売に在学者が多いのはこのためである。しかし片方は年少者には長時間に過ぎる労働であり、片方は時間は短くても全くの夜間労働である。この労働条件の面にも大きな問題がある。

四 結 び

家計を担つて労働に向う年少者にとつて一家を背負うに足る収入が得られる労働部面が街頭以外にあるであらうか。この事実の中に年少者が街頭に働かなければならない家庭的、社会的、経済的な切実さをみることができる。年少者の通常の雇用による労働賃金や社会保険法による金額では一家を支えるには充分ではない。故に街頭に働くことを好むにせよ好まないにせよ逃がれられない必然性があるようである。不可能とすれば、労働の現状の中で保護することも考えなければならない。最後の結論は、勿論全国の調査結果をまとめておさへすべきであるが、常面、以上の調査から推量できる対策の要点は！

- (1) 真に止むを得ないものだけの就業を許す。
- (2) 年令を性別に應じて業種と場所に制限を設ける。
- (3) 義務教育の履行とも関連して、労働時間に制限を設ける。
- (4) 雇用主、親方等との直接関係はもとより材料入手過程の中間搾取に関しても嚴重な規正の措置を講ずる。

年少街頭労働者實態調査票

No

労働婦人少年局

業種

許可、否

調査者

地区

期日

年月日 時分

A 受

上

1 性別

男

女

年齢

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

2 年令

年

月

日生

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

3 家族

父母

兄弟

姉妹

0 人 0 人 0 人 0 人

4 有無家族

有

無

計

0 人 0 人 0 人 0 人

5 生活の中心

有

無

計

0 人 0 人 0 人 0 人

B 業

種

11 現業種就労の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

12 現業種就労の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

13 場所の移動

有

無

計

0 人 0 人 0 人 0 人

14 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

15 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

16 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

17 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

18 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

19 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

20 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

21 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

22 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

23 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

24 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

25 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

26 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

27 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

28 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

29 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

30 就業開始の時期

昭和

年

月

0 年 0 月 0 日 0 時 0 分

(5) 一週間の支出 (前日から先一週間)

[illegible]

四

23 臥睡の方法

23 廣文の勳作

計 算 之 圖 表

第一冊 漢書卷之四十五 (前漢書)

40-5

C 肝臓、血液の動態を研究する。

卷一

88 經濟學叢刊

① 就業の経路

三 武備の整理

計 並 手 帳 を つた へ る の 有 難

32 將來の希望

33 組合の組織と活動

附錄及補考

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来図



00730133